

内縁解消に伴う財産分与において妻の分与割合を3分の1とした事例

【文献種別】 決定／福岡高等裁判所
【裁判年月日】 平成30年11月19日
【事件番号】 平成30年（ラ）第128号
【事件名】 財産分与審判に対する抗告事件
【裁判結果】 抗告棄却
【参照法令】 民法768条
【掲載誌】 家庭の法と裁判 25号 53頁

熊本大学准教授 梅澤 彩

事実の概要

X女（原審申立人・原告人）とY男（原審相手方・相手方）は、平成4年頃に知り合い、男女交際を開始した。X・Yは、同7年5月頃、Yの自宅で同居を開始した。その後、同11年頃、Xは新居を建築し、X・Yは同所に転居した。

Xは、化粧品の販売等を行う店舗を営んでいたが、Yと同居する頃までに破産申立てに至り、Yとの同居中は稼働せず、家事等に従事していた。一方、Yは、同居中、アミューズメント施設の経営や不動産賃貸業を営む株式会社の代表取締役として、同社の経営に携わるなどしていた。

Xは、同居中、Yの子であるC・DおよびCの子らとも交流があった。また、Yも、同居中、Xの子であるFおよびFの子らと交流があった。Yは、平成9年頃〇〇会に入会し、Xも同11年頃同会に入会した。その後、X・Yは、別居に至る同25年11月頃まで、〇〇会の定例会や展覧会に共に参加するなどしていた。また、Xは、Yの姉夫婦らとの国内旅行や、〇〇会主催の海外旅行にYと参加したこともあった。

平成25年10月5日、X・Y・CおよびDの間で、X・Yの今後の生活等を巡って、協議が行われた。その後、同年11月3日から5日にかけて、C・Dは、Xに対して、自宅から退去することなどを求め、Xはいったん自宅から退去し、F宅に身を寄せた。さらに、同月22日、X・Y・CおよびDは、自宅において再度協議の機会をもった。その際、C・Dは、Xに対し、再度自宅から退去することなどを求め、Yもこれに同調した。これを受けて、Xは、自宅から完全に退去した。なお、Xは、同居後から年金受給が開始した同15年頃

まで、Yから毎月15万円を渡されていた。

Xは、Yに対し、内縁関係を不当に破棄した旨を主張し、内縁関係の終了に伴う財産分与を求めた。これに対し、Yは、Xとの内縁関係の成立を否定するとともに、財産分与の対象財産の一部につき、Yの特有財産であること、基準時に存在しない旨等を主張し、分与割合についても争った。

原審（福岡家審平30・3・9家庭の法と裁判25号56頁）は、X・Yが同居を開始した平成7年5月頃からXが自宅を完全に退去した同25年11月22日までの間の内縁関係を認め、財産分与の割合については、Xを3分の1、Yを3分の2とした。これに対して、Xが即時抗告した。

決定の要旨

「財産分与における夫婦財産の清算においては、婚姻後に形成した財産について、双方の財産形成に対する経済的貢献度、寄与度を考慮し、実質的に公平になるように分配すべきものであり、これは内縁関係においても同様に考えられる。そして、XおよびYの内縁関係が成立する前から、Yは、不動産賃貸業を営む株式会社の代表取締役として、長年にわたって同社の経営に携わるなどして、相当多額の資産を保有していたこと、他方で、Xは同居前に破産申立てをするなど、内縁関係が成立する時点において目立った資産を保有していなかったこと、また、平成7年5月頃に内縁関係が成立した時点で、Xは57歳、Yが60歳であったことに照らすと、原審判が説示したとおり、財産分与の対象財産の形成及び増加等について、Yの保有資産及び長年築いてきた社会的地位等による影響や寄与が相当程度あったと認められるとい

うべきである。これによれば、原審が説示したとおり、分与割合について、Xを3分の1、Yを3分の2と認めるのが相当である。」

判例の解説

一 問題の所在

内縁とは、婚姻意思をもって社会的に夫婦としての共同生活を送っているにもかかわらず、婚姻の届出を欠くために、法律上の婚姻として認められない男女の関係をいう。民法には内縁に関する規定が存在しないため、内縁に関する諸問題（成立・効果・解消等に関する問題）の解決は、従来、判例・学説による対応にゆだねられてきた¹⁾。

本件は、内縁の妻が内縁の夫に対して、内縁の解消に伴う財産分与の請求を申し立てたものである。本件の争点は、内縁の成否、分与対象財産の内容等および分与割合である。

二 内縁の法的性質・成立と効果

1 法的性質

明治民法が届出婚主義を採用したことにより（民739条1項・742条2号）、婚姻外の男女の関係（内縁）は法的規制の対象外とされた。しかし、明治31年の民法施行後も、婚姻の届出は国民に浸透せず、また、明治民法下における家制度の制約や従来の慣行等から、やむを得ず内縁の関係を強いられる事例も多く存在した²⁾。このように、内縁の原因は必ずしも当事者の責任に帰せられないものであったこと、また、内縁の当事者において、社会的・経済的に弱い立場におかれた女性を救済する必要性があったことから³⁾、判例は内縁を婚姻予約の関係にあるとみて、その不当破棄の場合には、婚姻を拒絶した者が債務不履行責任を負うとした（大連判大4・1・26民録21輯49頁）。

しかし、婚姻予約の概念による紛争の解決は、実際の夫婦共同生活から生じる様々な問題（たとえば、婚姻費用の分担等）や第三者（とりわけ不法行為の加害者）との問題には対応できないことから、以後、学説においては、事実上の婚姻としての内縁の法的性質を準婚関係ととらえ、不当破棄の問題も含めて対処することが支持された。今日の判例・通説も内縁を準婚とし、婚姻法の規定の類推適用ないし準用による内縁保護の法理を構築している（最判昭33・4・11民集12巻5号789頁）⁴⁾。

2 成立要件

婚姻意思（社会観念上の夫婦となる意思）および夫婦共同生活の実体の存在が成立要件とされる。

裁判実務においては、夫婦と言い得る共同生活が一定期間継続していること、その他、婚姻儀式的挙行や性的関係の継続性、生計の同一性、親族等に配偶者として紹介しているなどの事実があれば、婚姻意思が認定されやすいとされる⁵⁾。また、短期間の同居であっても婚姻意思が強固に認められる場合や⁶⁾、同居の実体がなくても同居に類するような協力関係があれば共同生活の実体が認められる⁷⁾。審判例では、一方当事者（内縁の夫）の婚姻意思に疑義があるものの、同居生活の実体（同居期間約7年、内縁の夫が妻を保証人として、銀行取引を担当させていたこと等）を理由に内縁の成立を認めた事案もある（岐阜家審昭57・9・14家月36巻4号78頁）。

3 効果

内縁は婚姻の届出をしていない関係であることから、婚姻の届出と結びついた婚姻法の効果は類推適用されない。したがって、夫婦同氏（民750条）、姻族関係の発生（民728条）、子の嫡出性（民772条）、配偶者相続権（民890条）等は認められない。

他方、夫婦共同生活の実体に関わる婚姻法の効果は内縁に類推適用されると解されている。したがって、同居協力扶助義務（民752条）、婚姻費用分担義務（民760条）、日常家事債務の連帯責任（民761条）、帰属不分明の財産の共有推定（民762条）、財産分与（民768条）、貞操義務（民770条1項1号参照）等が認められる。

なお、内縁の解消に伴う財産分与を認めた裁判例としては、東京家審昭31・7・25家月9巻10号38頁、広島高決昭38・6・19家月15巻10号130頁、前掲岐阜家審昭和57年等がある⁸⁾。また、最高裁は、死別による内縁解消の場合に財産分与の規定が類推適用されるか否かを判断する前提として、「内縁の夫婦について、離別による内縁解消の場合に民法の財産分与の規定を類推適用することは、準婚的法律関係の保護に適するものとしてその合理性を承認し得る」としている（最決平12・3・10民集54巻3号1040頁）。

三 財産分与の法的性質と紛争処理手続

1 財産分与の法的性質

民法768条は、財産分与について、当事者間

の協議または家庭裁判所の判断により、分与の有無、分与の額および方法を定める旨を規定する。しかし、同条は、具体的な財産分与の基準を定めるものではないことから、財産分与の在り方（法的性質、分与の基準時および対象財産、分与の割合等）については、裁判例の集積と学説による議論が展開されてきた⁹⁾。

財産分与の法的性質については、夫婦財産の清算（清算的要素）、離婚後扶養（扶養的要素）および慰謝料（慰謝料的要素）とする見解が判例・通説である（最判昭46・7・23民集25巻5号805頁）。したがって、財産分与の算定に際しては、前記3つの要素を中心とし、その他諸般の事情を総合考慮して決することとなる¹⁰⁾。しかし、民法768条3項が「当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して」、分与の有無、分与の額および方法を定めると規定していること、扶養的要素にはいわゆる補充性があること、慰謝料の性質は不法行為による損害賠償であり本来は訴訟事項であることから、財産分与においては婚姻中の夫婦共同財産の清算分配が中心となると考えられており¹¹⁾、判例・学説においてほぼ異論のないところとされる¹²⁾。

2 清算的財産分与の基準時および対象財産

前掲最判昭和46年は、清算的財産分与を「夫婦が婚姻中に有していた実質上共同の財産を清算分配」するものとする。裁判実務においては、財産分与の基準時における分与対象財産を確定・評価し、これに分与割合（夫婦が財産形成等に寄与・貢献した割合）を乗じて、最後に具体的な分与方法を決定するという手法が一般的である¹³⁾。

財産分与の基準時については、夫婦の協力関係が終了する別居時を基準時とする別居時説と、清算が離婚の効果としてなされることを踏まえて裁判時を基準時とすべきであるとする裁判時説がある¹⁴⁾。別居中の夫婦の離婚訴訟の場合には別居時を基準時とするのが原則であるが、財産分与の基準時は、あくまでも分与対象財産を決めるための判断時点にすぎないことから、事案に応じて決定されることとなる¹⁵⁾。

清算の対象となる財産は、婚姻中に「当事者双方がその協力によって得た財産」である。前述の基準時における夫婦の財産について、①名実ともに夫婦それぞれの所有に属する特有財産、②名実ともに夫婦の共有に属する共有財産、③名義は夫

婦の一方に属するが、実質的には夫婦の共有に属するとすべき実質的共有財産に分類し、②と③の財産を清算の対象とする。

夫婦の一方の特有財産と主張される財産が実質的共有財産と混在しており、特有財産の部分・具体的な額を認定することが困難な場合には、特有財産の有無・内容等の事情を「一切の事情」として斟酌するのが相当であるとされる¹⁶⁾。

裁判例では、不動産、自動車等の動産、預貯金、生命保険、株式、借地権、退職金・年金だけでなく、第三者名義の財産についても幅広く対象財産性が認められている。また、婚姻中の夫婦の協力あるいは役割分担により形成された無形財産（将来財産を取得しうる能力または地位）、たとえば、職業能力や専門資格なども清算的財産分与の対象として考慮されるべきとするものがある¹⁷⁾。

3 清算の割合（分与割合）

清算的財産分与の判断における考慮事情として、夫婦が財産形成等に寄与・貢献した割合が斟酌される。これは、前述の「一切の事情」の1つの考慮事情として、裁判実務上確立したものとされる。裁判実務においては、「特段の事情」が認められない限り、分与割合は原則2分の1（いわゆる2分の1ルール）となる¹⁸⁾。2分の1ルールを採用する背景としては、夫婦の実質的平等の確保と経済的弱者保護の必要性、家事における貢献と職業活動による貢献との間の質的相違に起因する比較の困難性を解消する必要性等が指摘されている。したがって、裁判実務上、2分の1ルールを修正する必要があると判断されるような「特段の事情」が認められる場合はそれほど多くないとされる¹⁹⁾。

分与割合の修正が必要とされる場面の類型化については、個別具体的な事案の集積によるほかないが、裁判例においては、夫が婚姻前に取得した医師資格、妻の職業活動および家事労働による貢献に着目してこれを「特段の事情」と判断したものなどがある（夫の寄与割合を6割としたものとして、大阪高判平26・3・13判タ1411号177頁。妻の寄与割合を6割としたものとして東京家審平6・5・31家月47巻5号52頁等）²⁰⁾。

四 おわりに

本件は、内縁の解消に伴う財産分与に関する公表裁判例としては、2例目の高等裁判所決定であ

り、財産分与の割合につき2分の1の例外としたものである。

本件では、原審・本決定ともに、X・Yの約18年におよぶ内縁関係を認め、関係解消に伴う財産分与については、別居時（＝内縁解消時）を基準時とし、先述した離婚時の財産分与（清算的財産分与）の判断におけるのと同様の手法を採用した。また、財産分与の対象については、特有財産と分与対象財産を明確に区別し、Yが主張する特有財産とX・Yの共有財産が混在し、Yの特有財産部分・具体的な額が認定できない場合には、その全体を分与対象財産として計上し、最終的な財産分与の有無、分与の額および方法を定める際に「一切の事情」として考慮したものと思われる。

財産分与の割合について、本決定は、「財産分与の対象財産の形成及び増加等について、Yの保有資産及び長年築いてきた社会的地位等による影響や寄与が相当程度あったと認められるというべきである」として、前記「特段の事情」があることを指摘し、Xの分与割合を3分の1に修正している。X・Yの内縁関係成立時の年齢（X：57歳、Y：60歳）、内縁成立時点のXの資産状況（同居前に破産申立てをしており、目立った資産を保有していなかったこと）、Yの社会的地位（不動産賃貸業を営む株式会社の代表取締役）および資産状況等を踏まえると妥当な判断であるといえよう。

本件は、内縁当事者の関係解消に伴う財産分与の事例ではあるが、このような判断の在り方については、高年齢者の婚姻および離婚に伴う財産分与についても参考になるとと思われる。

●—注

- 1) 能見善久＝加藤新太郎編『論点体系 判例民法 10 親族〔第3版〕』（第一法規、2018年）197～209頁 [梅澤彩]。
- 2) 能見＝加藤編・前掲注1）198～199頁 [梅澤]、太田武男『現代の内縁問題——内縁の研究続編』（有斐閣、1996年）9～10頁、松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール 親族〔第2版〕』（日本評論社、2019年）115頁 [嵩さやか]。内縁問題の発生に関する詳細は、二宮周平編『新注釈民法（17）親族（I）』（有斐閣、2017年）84～86頁 [二宮]を参照されたい。
- 3) 二宮周平『家族法〔第5版〕』（新世社、2019年）144頁。
- 4) 松川＝窪田編・前掲注2）115～116頁 [嵩]、二宮編・前掲注2）86～88頁 [二宮]。なお、婚姻外の関係の法的保護に関する近時の学説については、松川＝窪田編・前掲注2）126～128頁 [嵩]、二宮編・前掲注2）89～90頁 [二宮]を参照されたい。

- 5) 小島妙子『内縁・事実婚・同性婚の実務相談——多様な生き方を支える法律、社会保障・税金』（日本加除出版、2019年）12頁。
- 6) 千葉地佐倉支判昭49・7・15 交民集7巻4号1026頁。
- 7) 小島・前掲注5）14頁。大阪地判平3・8・29家月44巻12号95頁。
- 8) 内縁・事実婚に関する裁判例については、平田厚『判決例・審判例にみる 婚姻外関係 保護基準の判断——不当解消・財産分与・死亡解消等』（新日本法規出版、2018年）を参照されたい。
- 9) 民法768条の立法経緯については、高野耕一『財産分与・家事調停の道』（日本評論社、1989年）3～90頁、本澤巳代子「Ⅲ 財産分与に関する再検討」戸時694号57～59頁。その他、同条の趣旨と沿革については、松川＝窪田編・前掲注2）88～89頁 [許末恵]、二宮編・前掲注2）393～397頁 [犬伏由子]を参照されたい。
- 10) 都築民枝「財産分与の法的性質」判タ1100号44頁。ただし、離婚慰謝料が含まれるか否かについては議論がある。松川＝窪田編・前掲注2）89頁 [許]、二宮編・前掲注2）397頁 [犬伏]。
- 11) 大津千明「財産分与の対象財産の範囲と判断の基準時」判タ747号132頁。
- 12) 渡邊雅道「財産分与の対象財産の範囲と判断の基準時」判タ1100号50頁、大門匡＝木納敏和「離婚訴訟における財産分与の審理・判断の在り方について（提言）」家庭の法と裁判10号9頁。
- 13) 沼田幸雄「財産分与の算定基準と二分のルール適用の裁判例」判タ1100号48頁、小島妙子『Q&A 財産分与と離婚時年金分割の法律実務——離婚相談の初動対応から裁判手続まで』（民事法研究会、2018年）64頁。近時の財産分与の審理・判断の実情については、大門＝木納・前掲注12）10～11頁を参照されたい。
- 14) 詳細は、大津千明『離婚給付に関する実証的研究』（日本評論社、1990年）126～127頁。
- 15) 大津・前掲注11）133頁、二宮編・前掲注2）409頁 [犬伏]、大門＝木納・前掲注12）10頁。
- 16) 大門＝木納・前掲注12）16～18頁。
- 17) 二宮編・前掲注2）411頁 [犬伏]。清算的財産分与の対象財産の詳細は、同書408～415頁を参照されたい。
- 18) 大門＝木納・前掲注12）17～18頁。
- 19) 大門＝木納・前掲注12）17～18頁。
- 20) 2分の1ルールに関する学説・裁判例の詳細は、沼田・前掲注13）48～49頁、沼田幸雄「財産分与の対象と基準」野田愛子＝梶村太市編『新家族法実務大系 第1巻 親族〔I〕——婚姻・離婚』（新日本法規出版、2008年）498～500頁、二宮編・前掲注2）415～416頁 [犬伏]、松本哲弘『離婚に伴う財産分与——裁判官の視点にみる分与の実務』（新日本法規、2019年）64～78頁を参照されたい。